

## 米国における高等教育資金の非課税および税額控除

橋本 彩

(信州大学経法学部講師)

## 目 次

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| I はじめに   | IV 教育支出に関する税額控除および所得控除     |
| II 教育により受ける利益の非課税  | 1 授業料および関連費用についての税額控除      |
| 1 使用者による教育支援 (Employer Assistance Programs) の非課税         | 2 授業料および関連費用についての所得控除      |
| 2 奨学金の非課税  | V 教育のための支出を租税上支援する制度に対する評価 |
| 3 学生ローンの返還免除の非課税   | 1 教育のための支出を租税上支援する制度の創設目的  |
| III 貯蓄口座の運用益の非課税   | 2 教育のための支出を租税上支援する制度に対する批判 |
| 1 Coverdell 教育貯蓄口座 (Coverdell Education Savings Account) | VI おわりにかえて                 |
| 2 適格授業料プログラム (Qualified Tuition Program)                 |                            |

## I はじめに

教育費用の課税上の取扱いを議論するにあたって、まず考えられてきたのは、所得概念に基づいた理論的な観点からの、教育支出の費用控除や教育支出の資産化とその償却の可能性である<sup>(1)</sup>。教育により知識や技能が蓄積さ

れ、将来の賃金等の所得を高めることが、教育による人的資本の蓄積と考えることができることから<sup>(2)</sup>、人的資本の側面を考慮した高等教育のための支出の控除の可能性が検討されている<sup>(3)</sup>。一方で、教育支出に関する課税においては、理論的な課税から離れて、租税政策の観点からの検討も必要である。

(1) 教育支出の費用控除につき、碓井光明「米国連邦所得税における必要経費控除の研究(3)」法協93巻7号1093頁(1976年)、畠山武道「教育・研修費課税をめぐる問題」金子宏編『所得課税の研究』263頁(有斐閣・1991年)、拙稿「米国における高等教育支出の費用控除」信州大学経法論集1号153頁(2017年)参照。

(2) ゲーリー・S・ベッカー(佐野洋子訳)『人的資

本—教育を中心とした理論的・経験的分析—(東洋経済新報社・1976年)参照。

(3) 渡辺智之「課税における人的資本の位置付け」金子宏=中里実=J.マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』109頁(有斐閣・2014年)、岡村忠生「ヒューマン・キャピタルと教育・医療」金子宏監修『現代租税法講座第2巻 家族・社会』189頁等参照。

教育支出は、教育を受ける学生本人が支払うこともあるが、その親や家族が負担することも多い。教育支出の負担を軽減し、教育を受ける機会の促進という政策的観点からは、学生だけではなくその家族が支払った教育支出についても控除を認める制度設計を行うことが考えられる。さらに、教育から得られる課税されていない利益も存在する。そのような利益として、教育機関に対して政府が補助をしていることにより、本来よりも安い金額で教育を受けることができる利益、奨学金を受けることによる利益、使用者が被用者に対して教育を受けさせる場合に教育を受けた被用者のフリンジ・ベネフィット、親が子の受ける教育について費用を負担することで子が受ける利益などが挙げられる。

我が国における教育支出に関する制度としては、勤労学生控除（所得税法（以下「所法」という。）82条）や特定扶養控除（所法84条1項かつこ書き）、特定支出控除の対象となっている研修費や資格取得費（所法57条の2第2項3号4号）、学資金の非課税（所法9条1項15号）、教育資金の一括贈与の非課税（租税特別措置法70条の2の2）等が挙げられる。人的控除の形での租税利益は教育支出との結びつきは曖昧であるし、学資金の非課税の範囲には漠然とした部分が多く残されているように思われる。

これに対して、米国では、大学等の授業料が高騰し学生の負担が大きくなっているという背景から、中間所得層に対する教育支援の必要性が主張され、高等教育、特に大学等の授業料の支出に対する課税措置が1990年代以降、多く設けられた。対象となる教育支出が明確化されており、教育を受ける者と教育資金の拠出者が異なることを明らかに想定して

いるなど、参考になる点があると思われる。

本稿では、奨学金等の教育に関連して受ける利益の非課税、将来の教育資金のために投資した貯蓄口座等での運用益の非課税、高等教育の授業料等の税額控除や所得控除を取り上げ、紹介する。そこから、我が国における高等教育の支出に対する課税へ若干の示唆を得ることを目的とする。本稿の検討は、高等教育、特に正規の課程である大学および大学院での教育の支出を対象とする。高等教育に含まれない初等教育や中等教育の支出等については、別途の考慮が必要と思われるため、本稿では検討の対象としない。

## II 教育により受ける利益の非課税

米国において、教育支出により受ける利益が非課税とされることが条文上明確にされている場合がいくつかある。ここでは、内国歳入法典（Internal Revenue Code of 1986.（以下「I.R.C.」という。））127条に規定される使用者による教育支援の非課税、I.R.C.117条に規定される奨学金の非課税、I.R.C.108条(f)に規定される学生ローンの返還免除の非課税について、紹介する。

### 1 使用者による教育支援（Employer Assistance Programs）の非課税

I.R.C. 127条は1978年に制定された。1978年以前には、納税者の使用者から提供された教育支援について非課税とする規定は存在せず、I.R.C. 117条による奨学金の非課税はあったものの、I.R.C. 117条が適用されるのは、奨学金の受領者との間に相当な考慮が必要とされない比較的利害関係のない者からの奨学金に限定されていた<sup>(4)</sup>。また、1978年以前の内国歳入庁（Internal Revenue Service.（以下「IRS」

という。)) による取扱いは、被用者に代わって使用者が支払った教育支出あるいは使用者が被用者に費用弁償した教育支出が事業費用になる場合、被用者において教育支出を非課税としていた<sup>(5)</sup>。事業費用になるかどうかの判断にあたって税務行政上の混乱が生じていることから、使用者が提供した教育支出について控除できるかどうかの判断を不要にすることで、判断の画一性と税務行政の簡素化を図り、さらに教育を推奨するため、教育支援の非課税が設けられた<sup>(6)</sup>。

I.R.C. 127条は時限的規定として1978年に制定されたが<sup>(7)</sup>、その後22年間繰り返し延長されて、2001年に恒久的な規定になった<sup>(8)</sup>。

I.R.C. 127条は、一定の使用者教育支援プログラム (Employer Assistance Programs (EAPs)) にしたがって、教育支援のために、被用者に対して使用者が支払った額を、被用者の総所得から非課税にすることを規定している<sup>(9)</sup>。非課税とされる額は、各年につき最大5,250ドルである<sup>(10)</sup>。5,250ドルを超えた部分は、FRINGE・ベネフィットにあたった場合のみ、総所得から除外される<sup>(11)</sup>。したがって、5,250ドルを超え、かつFRINGE・ベネフィットにもあたらない場合は、被用者が支払ってれば、被用者の事業費用として控除しうる<sup>(12)</sup>。

教育支援とは、被用者の受ける教育の支出 (授業料、手数料、その他類似する費用、書

(4) STAFF OF JOINT COMM. ON TAXATION, GENERAL EXPLANATION OF THE REVENUE ACT OF 1978 at 124 (Joint Comm. Print 1979), available at <https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=4348> (citing *Bingler v. Johnson*, 394 U.S. 741 (1969)).

(5) *Id.* at 125.

(6) *Id.* at 125-26. 改正の理由として、以下のように述べられている。

「これまでの法の下での使用者による教育支援は、不公平な取扱いを生じ、税制の複雑性を増し、特に経済的に低い層の者が教育を継続するインセンティブをそぐ効果を有していたと議会は考える。

「能力向上」基準の不明確さのために、特定の使用者による教育支援プログラムに対する課税は、教育プログラムに参加する各被用者が必要とする技能についての、IRS職員によるケース・バイ・ケースでの分析に、必然的に左右されてきた。

「事業関連」の区別は、不明確で制限的にみえることが多い。たとえば、ほとんどあるいはまったく職務経験のない被用者が初心者として雇用され、さらなる技能や経験が必要な職務に昇進させるための研修を受ける場合、研修の価値には課税される。このことは、自己鍛錬を阻害するだろう。たとえば、タイプストが秘書になるための研修を受けたり、秘書がパラ・リーガルになるための研修

を受けたりする場合、「事業関連」ではないと考えられるだろう。また、事務職員がコンピューターの研修を受ける場合、通常の技術の発展のために将来コンピューター・スキルが必要とされるだろうとしても、「事業関連」ではないと取り扱われるだろう。

この領域における複雑性を緩和することが重要だと議会は考える。IRSが課税の決定のために貴重な人的時間を費やさなければならないだけでなく、使用者や被用者も課税上の地位を正当化しなければならない。…」

(7) Revenue Act of 1978, Pub. L. No. 95-600, § 164, 92 Stat. 2763, 2811 (1978). 1983年中に開始する課税年度までの時限的制度であった。

(8) Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001, Pub. L. No. 107-16, § 411(a)&(b), 115 Stat. 38, 63 (2001).

(9) I.R.C. § 127(a)(1).

(10) I.R.C. § 127(a)(2).

(11) I.R.C. § 132(j)(8); see also STAFF OF JOINT COMM. ON TAXATION, PRESENT LAW AND ANALYSIS RELATING TO TAX BENEFITS FOR HIGHER EDUCATION 9 (Joint Comm. Print 2008), available at <https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=1305>.

(12) I.R.C. § 132(d).

籍、道具、教育設備の費用を含む。ただし、これらの支出に限られない。) について、被用者に代わって使用者が支払うものとして定義される<sup>(13)</sup>。また、教育支援には、使用者が被用者のために提供する教育課程(書籍、道具、教育設備を含む。)も含まれる<sup>(14)</sup>。ただし、(1) 課程修了後も被用者の手元に残る(書籍以外の) 道具や教育設備、(2) 食費、住居費、交通費、(3) スポーツやゲーム、趣味を含む教育は、含まれない<sup>(15)</sup>。非課税が適用されるのは被用者本人だけで、被用者の配偶者や被扶養者への支援は、報酬として所得に含まれることになる。

教育支援には、学部と大学院の双方が含まれる<sup>(16)</sup>。仕事に関連したものである必要はないし、現在の仕事の最低限の教育条件を満たせるためにするものでも、新たなキャリアの準備のためのものでもよい<sup>(17)</sup>。

## 2 奨学金の非課税

I.R.C. 117条は1954年に創設された<sup>(18)</sup>。奨学金は、贈与を非課税とする規定によって非課税とされる可能性があったが、それぞれの奨学金について「贈与か報酬か」基準によってケース・バイ・ケースで判断されざるをえな

かった<sup>(19)</sup>。そのため、贈与となるかどうかの線引きをめぐって大量に生じるであろう訴訟を避け、奨学金の非課税の範囲を広げるため、I.R.C. 117条が設けられた。

I.R.C. 117条は、教育機関において学位を取得しようとする個人が受け取った適格奨学金は総所得に含まれないと規定している<sup>(20)</sup>。適格奨学金とは、個人の受け取った奨学金で、納税者が適格とされる授業料および関連費用に使われたと立証する範囲のものである<sup>(21)</sup>。I.R.C. 117条により非課税とされなかった奨学金は、贈与等として非課税となることはなく<sup>(22)</sup>、奨学金が非課税となるか否かを決定する排他的規定である。

「適格とされる授業料および関連費用」には、適格教育機関に生徒として入学し在籍するのに必要な授業料と、適格教育機関の課程で必要とされる手数料、書籍、道具、教育設備が含まれる<sup>(23)</sup>。住居費や食費は含まれていない<sup>(24)</sup>。適格とされる授業料および関連費用の額までが適格奨学金として控除できる額であり、奨学金の用途が適格とされる授業料のみに限定されていたり、適格とされる授業料以外に充てることができないという条件が明示されているわけではない奨学金であったりしても、

(13) I.R.C. § 127(c)(1)(A).

(14) I.R.C. § 127(c)(1)(B).

(15) I.R.C. § 127(c)(1); Treas. Reg. § 1.127-2(c)(3).

(16) See Stuart Lazar, *Schooling Congress the Current Landscape of the Tax Treatment of Higher Education Expenses and a Framework for Reform*, 2010 Mich. St. L. Rev. 1047, 1088 (2010).

(17) See SENATE COMMITTEE ON THE BUDGET, 109TH CONG., TAX EXPENDITURES: COMPENDIUM OF BACKGROUND MATERIAL ON INDIVIDUAL PROVISIONS 491 (Comm. Print 2006), available at [https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CPRT-](https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CPRT-109SPRT31188/html/CPRT-109SPRT31188.htm)

109SPRT31188/html/CPRT-109SPRT31188.htm.

(18) See *id.* at 488.

(19) See H.R. Rep. 83-1337, at 16-17 (1954).

(20) I.R.C. § 117(a).

(21) I.R.C. § 117(b)(1).

(22) Treas. Reg. § 1.117-1(a).

(23) I.R.C. § 117(b)(2).

(24) INTERNAL REVENUE SERVICE, Publication 970, TAX BENEFITS FOR EDUCATION 6 (2015) [hereinafter TAX BENEFITS FOR EDUCATION], available at <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p970.pdf>.

適格奨学金として控除できる額には変わりがない<sup>(25)</sup>。

奨学金が非課税となるためには、学生が適格教育機関において学位を取得することを志望する者である必要がある<sup>(26)</sup>。具体的には、初等学校や中等学校の学生である、あるいは大学の学部生や大学院生であることが必要である<sup>(27)</sup>。フルタイムの学生もパートタイムの学生も含まれる<sup>(28)</sup>。

奨学金のうち、奨学金を受ける学生が教育や研究などの役務を行うことを義務づけられている場合、例外として規定されている制度を除いて<sup>(29)</sup>、当該役務の対価に相当する額は非課税とならない<sup>(30)</sup>。義務づけられた役務を行う時期が将来の場合も当該役務の対価に相当する額は非課税とならず<sup>(31)</sup>、義務づけられた役務を将来遂行しなかった場合に、相当な額の違約金が生じるような場合、奨学金の全額が非課税とされる<sup>(32)</sup>。当該役務の対価に相当する額は、奨学金の受給者ではない個人によって行われる同様の役務に対する報酬の額を参考にして判断される<sup>(33)</sup>。

### 3 学生ローンの返還免除の非課税

特定の専門職が足りていない地域で教育修了後の学生が働くことを推奨するため<sup>(34)</sup>、借り手がそれらの指定された地域で実際に働いたり働くことに同意したりしたときに、債務の一部または全部の免除を認める学生ローンが設けられている。しかし、通常、債務の返還免除による債務免除益は、総所得に含まれるため<sup>(35)</sup>、返還の免除を認められた学生が多額の所得税を負担することになる。そこで、I.R.C. 108(f)条により、一定の場合に学生ローンの返還免除による債務免除益の非課税が制定された。この規定により債務免除益の非課税の利益を受ける者は、通常の市場で受けるよりも低い報酬で専門職として働くことが想定されるため、ローンの免除益は得られたであろう収入を部分的に補填することを意味すると考えられる<sup>(36)</sup>。

I.R.C. 108(f)条は、特定の期間、特定の専門職<sup>(37)</sup>として働いた場合に債務を一部または全部免除するというローンの条件に基づいて返還が免除された場合、その免除された額は総所得に含まないと規定する<sup>(38)</sup>。「学生ローン」と

(25) See H.R. Conf. Rep. 99-841, at II-16 (1986).

(26) I.R.C. § 117(a).

(27) Treas. Reg. § 1.117-3(a)&(c).

(28) See Lazar, *supra* note 16, at 1085.

(29) I.R.C. § 117(c)(2); Treas. Reg. § 1.117-5(a).

(30) I.R.C. § 117(c)(1).

(31) Treas. Reg. § 1.117-4(c).

(32) TAX BENEFITS FOR EDUCATION, *supra* note 24, at 6.

(33) Treas. Reg. § 1.117-2(a)(1).

(34) STAFF OF JOINT COMM. ON TAXATION, GENERAL EXPLANATION OF THE REVENUE PROVISIONS OF THE DEFICIT REDUCTION ACT OF 1984 1199-1200 (Joint Comm. Print 1984)

[hereinafter GENERAL EXPLANATION OF THE REVENUE PROVISIONS OF THE DEFICIT REDUCTION ACT OF 1984], available at <https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=3343>.

(35) I.R.C. § 61(a)(12).

(36) See Lazar, *supra* note 16, at 1106.

(37) GENERAL EXPLANATION OF THE REVENUE PROVISIONS OF THE DEFICIT REDUCTION ACT OF 1984, *supra* note 34, at 1200. 特定の専門職として、具体的には、医師、看護師、教師が適用対象とされていた。さらに、ロースクールの学生ローンについても適用されるとしたルーリングがある。See Rev. Rul. 2008-34, 2008-28 I.R.B. 76.

は、個人が教育機関に行くことを支援するために、学生個人に対してなされるローンのことである<sup>38</sup>。「教育機関」の定義は、奨学金の非課税の規定<sup>39</sup>と同じである<sup>40</sup>。「学生ローン」には、一般の私的な学生ローンは含まれておらず、(1)連邦または連邦の政府機関、(2)州や準州、ワシントンD.C.またはそれらの下位行政機関、(3)非課税の公益法人によって提供されるものか<sup>42</sup>、あるいは(4)教育機関が、(i)(1)(2)(3)の機関との契約により提供するもの、または(ii)人が不足している専門職または地域で学生が働くことを推奨するための教育プログラムに提供するものでなければならない<sup>43</sup>。

### III 貯蓄口座の運用益の非課税

将来の教育支出に備えて設けられる一定の投資口座において運用益を非課税とすることで、教育資金の確保に対して租税利益を与えようとする制度が米国では設けられている。ここでは、I.R.C.530条に規定される Coverdell 教育貯蓄口座の運用益の非課税、I.R.C.529に規定される適格授業料プログラムの運用益の非課税について、紹介する。

#### 1 Coverdell 教育貯蓄口座 (Coverdell Education Savings Account)

Coverdell教育貯蓄口座は、適格教育費用を信託の設立の際に指定された指定受益者に支

払うための信託であり<sup>44</sup>、その運用益を非課税とするといった租税利益を受けることができるものである。

Coverdell教育貯蓄口座は、1997年に設けられ<sup>45</sup>、2001年に内容が拡充されて Coverdell 教育貯蓄口座 (以下「教育貯蓄口座」という。)の名称が付された<sup>46</sup>。教育貯蓄口座の受託者には民間の投資会社または金融機関がなることができ、教育貯蓄口座の運用による投資リスクは教育貯蓄口座の受益者およびその家族が負っている<sup>47</sup>。

教育貯蓄口座に対する課税上の取扱いは、以下のようなものとなっている。まず、Coverdell教育貯蓄口座への拠出は、所得税法上控除されない。貯蓄口座の運用益は非課税であり、拠出者においても受益者においても総所得に算入されず、貯蓄口座からの引き出しも、受益者の適格教育費用に使われる範囲で課税されない<sup>48</sup>。適格教育費用を超えて引き出された額に対しては、受益者の総所得に含まれるものとされ通常の所得税が課され、加えて10%のペナルティも課される<sup>49</sup>。また、教育貯蓄口座を引き継いで拠出を行う場合や教育貯蓄口座の指定受益者を変更する場合、新たな指定受益者が当初の特定受益者の家族の一員である場合に限って<sup>50</sup>、非課税である<sup>51</sup>。

Coverdell教育貯蓄口座には、一定の相続・贈与税上の利益もある。教育貯蓄口座への拠

<sup>38</sup> I.R.C. § 108(f)(1).

<sup>39</sup> I.R.C. § 108(f)(2).

<sup>40</sup> I.R.C. § 117(a).

<sup>41</sup> I.R.C. § 108(f)(2).

<sup>42</sup> I.R.C. § 108(f)(2)(A),(B)&(C).

<sup>43</sup> I.R.C. § 108(f)(2)(D).

<sup>44</sup> I.R.C. § 530(b)(1).

<sup>45</sup> Taxpayer Relief Act of 1997, Pub. L. 105-34, § 213(a), 111 Stat. 788, 813 (1997).

<sup>46</sup> Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001 (EGTRRA), Pub. L. No. 107-16, § 401, 115 Stat. 38 (2001).

<sup>47</sup> See Edward A. Zelinsky, *The Defined Contribution Paradigm*, 114 YALE L.J. 451, 495 (2004).

<sup>48</sup> I.R.C. § 530(d)(2).

<sup>49</sup> I.R.C. § 530(d)(4).

出は、現在の利益の完全な贈与とされる<sup>50</sup>。この規定がなければ、教育貯蓄口座への拠出は、通常の贈与か否かを判断するルールの下、贈与が完全になされたのか、現在の利益の贈与の性質を有するのかが判断されることになる<sup>51</sup>。すべての拠出を、性質として現在の利益の贈与であり、完全な贈与であると機械的に取り扱うことにより、教育貯蓄口座の拠出者が毎年の拠出の際に贈与税の暦年の非課税枠を利用できるようにしている<sup>52</sup>。また、教育貯蓄口座からの引き出しは、課税される贈与とはされない<sup>53</sup>。特定受益者の引き継ぎまたは変更は、新たな特定受益者が前の受益者と同じ年代またはより高い年代である場合、贈与税の対象から除外される<sup>54</sup>。さらに、原則として、教育貯蓄口座の運用益は個人の相続税に含まれない<sup>55</sup>。

「適格教育費用」には、受益者が適格教育機関において必要とする授業料、手数料、書籍、道具、教育設備が含まれる<sup>56</sup>。フルタイムの学生の少なくとも半分の学業をする学生の住居、食事の合理的な費用も含まれる<sup>57</sup>。受益者に障害がある場合、障害のために必要とされる役割についての費用も含まれる<sup>58</sup>。さらに特徴的なのは、高等教育費用に加えて、初等教育お

よび中等教育の費用についても「適格教育費用」に含まれることである<sup>59</sup>。

租税利益を二重に受けることを防止するため、適格教育費用の額は、他の租税利益を受けている場合に減少させられる。具体的には、非課税の奨学金、非課税となるその他の支払われたもの（贈与・遺贈・相続以外）、アメリカ機会税額控除、Hope 奨学金税額控除および生涯学習税額控除の額の計算上用いられた費用の額が減少する<sup>60</sup>。また、教育貯蓄口座と適格授業料プログラムとの双方の受益者となっている場合、適格教育費用を超えた額は、それぞれの口座に割り当てられて課税の対象となる<sup>61</sup>。

租税利益を受けることのできる教育貯蓄口座とするためには、年齢上の制限が設けられている。教育貯蓄口座への拠出は、特定受益者が18歳になるまでに行われなければならない<sup>62</sup>、口座の残額は、指定受益者が30歳になって30日以内に引き出さなければならない<sup>63</sup>。30歳までに受益者が死亡した場合も、死亡から30日以内に引き出さなければならない<sup>64</sup>。

また、教育貯蓄口座へ拠出できるのは現金のみである<sup>65</sup>。1年あたりの拠出できる額は2,000ドルに制限されている<sup>66</sup>。この2,000ドル

50) I.R.C. §§ 530(d)(2)&(5), 529(c)(3)(C)(i), 152(d)(2). 家族の一員に含まれるのは、指定受益者の配偶者、子および直系卑属とその配偶者、兄弟姉妹とその配偶者、親および直系尊属とその配偶者、甥および姪とその配偶者、叔父および叔母とその配偶者、養子とその配偶者、養親とその配偶者、養兄弟姉妹とその配偶者、従兄弟などである。

51) I.R.C. § 530(d)(5)&(6).

52) I.R.C. §§ 530(d)(3), 529(c)(2)(A)(i).

53) I.R.C. §§ 2503(d), 2511(a).

54) I.R.C. § 2503(d).

55) I.R.C. §§ 530(d)(3), 529(c)(5)(A).

56) I.R.C. §§ 530(d)(3), 529(c)(5)(B).

57) I.R.C. §§ 530(d)(3), 529(c)(4).

58) I.R.C. §§ 530(b)(2)(A)(i), 529(e)(3)(A)(i).

59) I.R.C. §§ 530(b)(2)(A)(i), 529(e)(3)(B)(i).

60) I.R.C. §§ 530(b)(2)(A)(i), 529(e)(3)(A)(ii).

61) I.R.C. § 530(b)(2)(A)(ii)&(3).

62) I.R.C. § 529(c)(3)(v).

63) I.R.C. § 529(c)(3)(vi).

64) I.R.C. § 530(b)(1)(A)(ii).

65) I.R.C. § 530(b)(1)(E).

66) *Id.*

67) I.R.C. § 530(b)(1)(A)(i).

68) I.R.C. § 530(b)(1)(A)(iii).

は、拠出者の所得によって逡減する。具体的には、拠出者および受益者の修正後調整総所得 (adjusted gross income (以下「AGI」という。)) が95,000ドル (共同申告の場合、190,000ドル) を超える場合に割合的に1年あたりの拠出可能額が逡減し、110,000ドル (共同申告の場合、220,000ドル) 以上の所得を有する者は、教育貯蓄口座へ拠出することはできない<sup>69)</sup>。

## 2 適格授業料プログラム (Qualified Tuition Program)

適格授業料プログラムは、将来の教育資金のための運用益を非課税とするプログラムであり、Coverdell教育貯蓄口座に類似する仕組みを有する。1996年にI.R.C. § 529により規定され<sup>70)</sup>、529プランと呼ばれている。

適格授業料プログラムには、(1)事前支払授業料プログラムおよび(2)大学貯蓄プログラムの2つの種類がある。

事前支払授業料プログラムは、指定した受益者に代わって授業料の払込証明書を購入することで、受益者の将来の授業料を事前に支払うものである<sup>71)</sup>。事前支払授業料プログラムの引受人は、州および適格教育機関に認められている<sup>72)</sup>。払込証明書は、受益者が大学に入学した時点で、事前に支払った年に見込まれていた額で高等教育費用に充当される。事前支払授業料プログラムの目的は、事前に支払

いを行う時点における利率により将来の授業料を固定することであり、それにより将来の授業料のインフレに対してヘッジすることである<sup>73)</sup>。

大学貯蓄プログラムは、指定した受益者の適格教育機関における適格高等教育費用を支払うために貯蓄口座へ拠出するものである<sup>74)</sup>。大学貯蓄プログラムの引受人は、州のみに認められている<sup>75)</sup>。

適格授業料プログラムの課税上の取扱いは、Coverdell教育貯蓄口座と同様である。すなわち、適格授業料プログラムへの拠出または購入は、所得税法上控除されず、口座の運用益は非課税であり、拠出者または購入者においても受益者においても総所得に算入されず、口座からの引き出しも、受益者の適格教育費用に使われる範囲で課税されない<sup>76)</sup>。適格教育費用を超えて引き出された額に対しては、受益者の総所得に含まれるものとされ通常の所得税が課され、加えて10%のペナルティも課される<sup>77)</sup>。貯蓄口座を引き継いで拠出を行う場合や貯蓄口座の指定受益者を変更する場合、新たな指定受益者が当初の特定受益者の家族の一員である場合に限って、非課税である<sup>78)</sup>。また、適格授業料プログラムへの拠出または購入は現在の利益の完全な贈与とされ<sup>79)</sup>、口座からの引き出しは、課税される贈与とはされない<sup>80)</sup>。原則として、適格授業料プログラムの運用益は相続税の対象に含まれない<sup>81)</sup>。

69) I.R.C. § 530(c).

70) Small Business Job Protection Act of 1996, § 1806(a), 110 Stat. at 1895 (1996).

71) I.R.C. § 529(b)(1)(A)(i).

72) I.R.C. § 529(b)(1).

73) See Katherine Baird, *The Political Economy of College Prepaid Tuition Plans*, 29 REV. OF

HIGHER EDUC. 141, 142 (2006).

74) I.R.C. § 529(b)(1)(A)(ii).

75) I.R.C. § 529(b)(1)(A)(ii).

76) I.R.C. § 529(c)(1)&(3)(B).

77) I.R.C. § 529(c)(3)(A)&(6).

78) I.R.C. § 529(c)(3)(C).

79) I.R.C. § 529(c)(2)(A)(i).

適格授業料プログラムとして租税利益を受けるためには、拠出または購入は現金のみしか認められず<sup>80</sup>、指定受益者ごとに別個の口座を作る必要がある<sup>81</sup>。拠出者および受益者から投資について直接指示することはできない<sup>82</sup>。受益者または拠出者ごとの1年間の拠出額に制限はないが、引受人となる州や適格教育機関により、特定受益者の適格高等教育費用に支払われるに合理的に必要な額までという制限を課されていない<sup>83</sup>。

その代わりに、529条は、拠出者または受益者について所得制限はされてない。指定受益者となるための年齢制限もない。1人の拠出者は、受益者が同じでも違っていてもいくつの口座を作ってもよいし、1人の受益者について口座数の制限もない<sup>84</sup>。

「適格高等教育費用」は、初等教育および中等教育が含まれていない他は、Coverdell教育貯蓄口座と同様である<sup>85</sup>。適格教育費用の額が、他の租税利益を受けている場合に減少させられる点も同じである<sup>86</sup>。

#### IV 教育支出に関する税額控除および所得控除

米国では、所得を有しない学生であっても大学等の授業料を支出した場合に租税上の利

益が得られる制度として、教育支出の税額控除および所得控除が設けられている。ここでは、I.R.C.25条Aに規定されるアメリカ機会税額控除、Hope奨学金税額控除および生涯学習税額控除、I.R.C.222条に規定される所得控除について、紹介する。

##### 1 授業料および関連費用についての税額控除

###### (1) アメリカ機会税額控除 (American Opportunity Tax Credit)

###### (i) アメリカ機会税額控除

アメリカ機会税額控除は、課税年度中に支払った適格とされる授業料および関連費用についての部分的な給付付き税額控除である<sup>87</sup>。

適格とされる授業料および関連費用（以下「適格学費」という。）とは、教育を受けるために必要とされる授業料、手数料および書籍や道具である<sup>88</sup>。必ず購入あるいは賃借しなければならない書籍・道具や教育設備のための支出（当該教育機関に支払わなければならないものに限られる<sup>89</sup>）は含まれるが<sup>90</sup>、教育のために必要な書籍や道具であっても、大学外の書店で購入できたり、または他の学生から借りたりできるものは、含まれない<sup>91</sup>。住居費、食費、通学費等は含まれない<sup>92</sup>。

(80) I.R.C. § 529(c)(5)(A).

(81) I.R.C. § 529(c)(4).

(82) I.R.C. § 529(b)(2).

(83) I.R.C. § 529(b)(3).

(84) I.R.C. § 529(b)(4).

(85) I.R.C. § 529(b)(6).

(86) See Lazar, *supra* note 16, at 1091.

(87) I.R.C. §§ 529(e)(3), 530(b)(2)(A)(i).

(88) I.R.C. § 529(c)(3)(v).

(89) I.R.C. § 25A(i)(5). 税額控除額の40%に相当する額のみが給付付きとなる対象である。もっとも、

納税者がI.R.C. § 1(g)(2)の対象となる者である場合は、給付付き税額控除とはならない。I.R.C. § 1(g)(2)の対象は、いわゆる“kiddie tax”の対象となる、18歳未満の子、および18歳以上24歳未満で親と同居しているなどの一定の条件（自らの生活費の半分以下の所得しか稼得していない、共同申告をしていない）を満たす子である。

(90) I.R.C. § 25A(f)(1)(A)&(i)(3); Treas. Reg. § 1.25A-2(d)(1).

(91) Treas. Reg. § 1.25A-2(d)(2).

(92) Treas. Reg. § 1.25A-2(d)(2)(ii)(iii)&(6) Ex. 1.

適格学費は、二重に租税利益を得ることを防止するため、Pell奨学金<sup>93)</sup>を含む非課税の適格奨学金<sup>94)</sup>や非課税の教育支援金等の額だけ減額される<sup>95)</sup>。贈与や相続、借入れによって資金を得た場合は、それが非課税であっても、減額されない<sup>96)</sup>。

税額控除は、納税者本人および納税者の配偶者、被扶養者として納税者により申告されている者の適格学費を対象としている<sup>97)</sup>。授業料を被扶養者が支払っていたとしても、納税者が授業料を支払ったものとして税額控除を認める<sup>98)</sup>。この税額控除は、適格学生についてのみ算出される<sup>99)</sup>。適格学生とされるためには、学位取得のための課程のフルタイムの学生でなくてもよいが、少なくとも通常のフルタイムの学生の半分は学業に従事していなければならない<sup>100)</sup>。

アメリカ機会税額控除は、適格学生それぞれに応じて算定され、その合計額を納税者が申告することができる<sup>101)</sup>。納税者に税額控除の対象となる適格学生が3人いれば、税額控

除を3人分申告することができる<sup>102)</sup>。利用できるのは学生の高等教育における最初の4年間のみである<sup>103)</sup>。高等教育には、大学や職業専門学校での教育は含まれるが<sup>104)</sup>、大学院は含まれない<sup>105)</sup>。

制度の抜け穴を利用されることを防止するために<sup>106)</sup>、共同申告できる夫婦が分離申告を選択した場合には、税額控除を利用することはできない<sup>107)</sup>。

#### (ii) Hope奨学金税額控除

アメリカ機会税額控除は、Hope奨学金税額控除（以下「Hope税額控除」という。）が、I.R.C. § 25A(i)の追加により2009年に、アメリカ機会税額控除の名称で拡張されたものである。Hope税額控除は、給付付きでない税額控除であった<sup>108)</sup>。当初は、時限立法であったが<sup>109)</sup>、その後恒久的規定となっている<sup>110)</sup>。

アメリカ機会税額控除の適格学費は、Hope税額控除の適格学費であった授業料および手数料に加えて書籍や道具も含まれており<sup>111)</sup>、Hope税額控除の適格学費よりも、適格学費の

<sup>93)</sup> Treas. Reg. § 1.25A-2(d)(6), Ex. 2.

<sup>94)</sup> Treas. Reg. § 1.25A-2(d)(3).

<sup>95)</sup> 20 U.S.C.A. § 1070(a). Pell奨学金は、低所得の学生のために設けられた連邦政府による給付型の奨学金である。代表的な高等教育のための奨学金であり、1965年に創設された。See Higher Education Act of 1965, Pub. L. No. 89-329, 79 Stat. 1219 (1965).

<sup>96)</sup> I.R.C. § 117(b)(1).

<sup>97)</sup> I.R.C. § 25A(g)(2).

<sup>98)</sup> I.R.C. § 25A(g)(2)(C).

<sup>99)</sup> I.R.C. § 25A(f)(1)(A).

<sup>100)</sup> I.R.C. § 25A(g)(3).

<sup>101)</sup> I.R.C. § 25A(b)(1).

<sup>102)</sup> I.R.C. § 25A(c)(3).

<sup>103)</sup> I.R.C. § 25A(b)(1).

<sup>104)</sup> See Bridget J. Crawford, Shamik Trivedi, and Kimberly Bliss, *Educational Tax Benefits: More*

*Please*, 129 TAX NOTES 1323, 1324 (2010).

<sup>105)</sup> I.R.C. § 25A(i)(2).

<sup>106)</sup> I.R.C. § 25A(f)(2); Treas. Reg. § 1.25A-2(b)(2).

<sup>107)</sup> See Treas. Reg. § 1.25A-2(d)(6) Ex. 8.; Crawford, Trivedi, and Bliss, *supra* note 104, at 1324.

<sup>108)</sup> たとえば、夫婦の一方に所得が偏っている場合、共同申告であればAGIの制限のために税額控除を利用することができないとしても、分離申告をすれば所得の少ない配偶者が税額控除を利用することができる可能性がある。

<sup>109)</sup> I.R.C. § 25A(g)(6).

<sup>110)</sup> I.R.C. § 25A(b).

<sup>111)</sup> Pub. L. No. 111-5, § 1004(a), 123 Stat. 115, 313 (2009).

<sup>112)</sup> Pub. L. No. 114-113, § 102(a), 129 Stat. 2242, 3044 (2015).

<sup>113)</sup> I.R.C. § 25A(i)(3).

範囲が若干広がっている。また、Hope 税額控除を利用できるのは学生の高等教育における最初の2年間のみであったが<sup>(114)</sup>、アメリカ機会税額控除は4年間利用することができ<sup>(115)</sup>、利用できる期間が拡大されている。

## (2) 生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit)

生涯学習税額控除<sup>(116)</sup>は、学生ではなく申告をする納税者を単位として算定される、納税者によって支払われた適格学費についての給付付きでない税額控除である。

適格学費の定義は、Hope 税額控除と同じであり<sup>(117)</sup>、アメリカ機会税額控除よりも書籍や道具が含まれない点で、範囲が若干狭い。アメリカ機会税額控除と異なり、高等教育を受けている年のいつでも申告することができる。また、アメリカ機会税額控除と異なり、生涯学習税額控除には適格学生の要件がないため、高等教育には大学院での教育も含まれる<sup>(118)</sup>。

学生ごとに算定されるアメリカ機会税額控除<sup>(119)</sup>と異なり、納税者ごとに算定される税額控除である<sup>(120)</sup>ので、何人の学生の授業料を支払っても、すべて合算して1つの生涯学習税額控除を申告することになる。アメリカ機会税額控除と異なり、適格教育機関の技能を向上または獲得するための課程の授業料であればよく、学生が学位取得のための課程のフル

タイムまたはその半分以上学業に従事している必要はない<sup>(121)</sup>。

## (3) 税額控除の計算

Hope 税額控除の当初の控除額は、最大1,500ドルであり、学生の適格学費のうち、最初の1,000ドルはその100%を、次の1,000ドルはその50%を算入することができる。この額は、2001年以降、インフレ調整されている<sup>(122)</sup>。2006年には、10%引き上げられており、最大1,650ドル、最初の1,100ドルの100%と次の1,100ドルの50%になっていた<sup>(123)</sup>。

生涯学習税額控除の控除額は最大2,000ドルであり、適格学費10,000ドルまで、その20%に等しい額として計算される<sup>(124)</sup>。Hope 税額控除とは異なり、インフレ調整はされない。

Hope 税額控除および生涯学習税額控除は合算され<sup>(125)</sup>、一定の額以上の所得を有する納税者について、税額控除できる額が逡減される。Hope 税額控除および生涯学習税額控除の合算された税額控除額は、当初は、40,000ドル（共同申告の場合は、80,000ドル）を超える修正後AGIを有する納税者において、割合的に逡減する<sup>(126)</sup>。50,000ドル（共同申告の場合は、100,000ドル）以上の修正後AGIを有する納税者は、税額控除を受けることができない。この修正後AGIの所得制限は、インフレ調整された額になる<sup>(127)</sup>。インフレ調整の結果、2017

(114) I.R.C. § 25A(b)(2)(C).

(115) I.R.C. § 25A(i)(2).

(116) I.R.C. § 25A(c).

(117) I.R.C. § 25A(f)(1).

(118) See Treas. Reg. § 1.25A-2(d)(6) Ex. 8.; Crawford, Trivedi, and Bliss, *supra* note 104, at 1324.

(119) I.R.C. § 25A(b)(1).

(120) I.R.C. § 25A(c)(1).

(121) I.R.C. § 25A(c)(2)(B); Treas. Reg. § 1.25A-4(c)(1).

(122) I.R.C. § 25A(h)(1).

(123) Rev. Proc. 2005-70, § 3.05, 2005-47 I.R.B. 970.

(124) I.R.C. § 25A(c)(1).

(125) Hope 税額控除は、アメリカ機会税額控除と一体化されたため、現在は生涯学習控除のみがI.R.C. § 25A(d)の適用を受ける。

(126) I.R.C. § 25A(d).

年においては、56,000ドル（共同申告の場合112,000ドル）から逡減が始まり、66,000ドル（共同申告の場合132,000ドル）で税額控除できる額が0になる<sup>(127)</sup>。

アメリカ機会税額控除の控除額は、最大2,500ドルであり、学生の適格学費のうち、最初の2,000ドルはその100%を、次の2,000ドルはその25%を算入することができる<sup>(128)</sup>。インフレ調整による額の変更はない。Hope税額控除により算入できる額は、インフレ調整前の額で、最初の1,000ドルは100%、および次の1,000ドルの50%であるから、控除額がおおよそ2倍に増額されている。

アメリカ機会税額控除の修正後AGIの所得制限は、Hope税額控除および生涯学習税額控除とは異なる額で行われる。アメリカ機会税額控除では、80,000ドル（共同申告の場合、160,000ドル）を超える修正後AGIを有する納税者において、税額控除できる額が割合的に逡減する<sup>(129)</sup>。90,000ドル（共同申告の場合、180,000ドル）以上の修正後AGIを有する納税者は、税額控除を受けることができない。この修正後AGIの所得制限は、インフレ調整されない。

アメリカ機会税額控除の最大額を上回る適格学費があったとしても、アメリカ機会税額控除を申告する対象となった学生の適格学費

については、生涯学習税額控除に算入して申告することはできない<sup>(130)</sup>。つまり、納税者は、各学生の適格学費につき、アメリカ機会税額控除を申告するか生涯学習税額控除を申告するかを選択しなければならない<sup>(131)</sup>。もともと、1人の納税者が、アメリカ機会税額控除と生涯学習税額控除の双方を利用することは可能である<sup>(132)</sup>。

納税者が、所得控除を利用する場合には、税額控除はどちらも申告することはできない<sup>(133)</sup>。

#### (4) アメリカ機会税額控除および生涯学習税額控除の沿革

アメリカ機会税額控除（設けられた当初は、Hope税額控除）および生涯学習税額控除は、1997年の納税者救済法（the Taxpayer Relief Act of 1997）<sup>(134)</sup>により、創設された。Hope税額控除はジョージア州のHOPE奨学金をモデルとしたものであり、“HOPE”とは、“Helping Outstanding Pupils Educationally”の頭文字をとったものである<sup>(135)</sup>。

Hope税額控除および生涯学習税額控除は、経済成長と租税救済との調和法（the Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）<sup>(137)</sup>により、一部改正された。改正されたのは、I.R.C.25A条(e)における、I.R.C.530条の

(127) I.R.C. § 25A(h)(2).

(128) Rev. Proc. 2016-55, § 3.04, 2016-45 I.R.B. 707.

(129) I.R.C. § 25A(i)(1).

(130) I.R.C. § 25A(i)(4).

(131) I.R.C. § 25A(c)(2)(A).

(132) Treas. Reg. § 1.25A-1(b)(4) Ex. 1.

(133) Treas. Reg. § 1.25A-1(b)(1).

(134) I.R.C. § 25A(g)(5); Treas. Reg. § 1.25A-5(d).

(135) Pub. L. No. 105-34, § 201, 111 Stat. 788, 799 (1997).

(136) See STAFF OF THE JOINT COMM. ON TAXATION, ANALYSIS OF PROPOSED TAX AND SAVINGS INCENTIVES FOR HIGHER EDUCATION 19 (Joint Comm. Print 1997) [hereinafter ANALYSIS OF PROPOSED TAX AND SAVINGS INCENTIVES FOR HIGHER EDUCATION], available at <http://www.house.gov/jct/s-9-97.pdf>.

(137) Pub. L. No. 107-16, § 401(g)(2)(A), 115 Stat. 38, 60 (2001).

Coverdell教育貯蓄口座との調整である。

2009年の米国の回復と再投資法（the American Recovery and Reinvestment Act of 2009）<sup>(138)</sup>により、アメリカ機会税額控除<sup>(139)</sup>として、おもにHope税額控除の控除額を多くするなど、税額控除の拡充が図られた。これは、時限的な措置（Sunset Provisions）であり、2010年の租税救済および失業保険再授權、雇用創出法（the Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）<sup>(140)</sup>、および2012年の米国納税者救済法（the American Taxpayer Relief Act of 2012）<sup>(141)</sup>により、2017年まで延長された。最終的に、2015年の（the Consolidated Appropriations Act of 2016）<sup>(142)</sup>により恒久的な規定となっている。

## 2 授業料および関連費用についての所得控除

2001年に、経済成長と租税救済との調和法（the Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）<sup>(143)</sup>は、教育に関連する税額控除のどちらかに代わるものとして所得控除を設けた。

この所得控除は、一時的な措置として導入され、2005年に廃止される予定だった。しかし、その後2年ずつ延長され続けて、租税救済および医療法（the Tax Relief and Health Care Act of 2006）<sup>(144)</sup>により2007年まで、租税延長および代替的最小課税救済法（the Tax Extenders and Alternative Minimum Tax Relief Act of 2008）<sup>(145)</sup>により2009年まで、租税救済、失業保険延長および雇用創出法（the Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization and Job Creation Act of 2010）<sup>(146)</sup>により2011年まで、アメリカ納税者救済法（American Taxpayer Relief Act of 2012）<sup>(147)</sup>により2013年まで延長された。さらに、増税防止法（Tax Increase Prevention Act of 2014）<sup>(148)</sup>により2014年まで延長され、統合歳出予算法（Consolidated Appropriations Act of 2016）<sup>(149)</sup>により2016年まで延長され続けている<sup>(150)</sup>。

適格学費の定義は、Hope税額控除および生涯学習税額控除と同じであり、納税者本人および納税者の配偶者、被扶養者として納税者により申告されている者の費用を対象としている<sup>(151)</sup>。なお、支払った費用が課税年度の翌

(138) Pub. L. No. 111-5, § 1004(a), 123 Stat. 115, 313 (2009).

(139) I.R.C. § 25A(i).

(140) Pub. L. No. 111-312, § 103(a)(1), 124 Stat. 3299, 3316 (2010).

(141) Pub. L. No. 112-240, § 103(a)(1), 126 Stat. 2319, 2324 (2013).

(142) Pub. L. No. 114-113, § 102(a), 129 Stat. 2242, 3044 (2015).

(143) Pub. L. No. 107-16, § 431(a), 115 Stat. 38, 66 (2001).

(144) Pub. L. No. 109-432, § 101(a), 120 Stat. 2922, 2933 (2006).

(145) Pub. L. No. 110-343, § 202(a), 122 Stat. 3765,

3864 (2008). サブプライム問題への対処のための緊急経済安定化法（the Emergency Economic Stabilization Act of 2008, Division A of Pub. L. No. 110-343）と一体として審議され制定された法律である。

(146) Pub. L. No. 111-312, § 724(a), 124 Stat. 3296, 3316 (2010).

(147) Pub. L. No. 112-240, § 207(a), 126 Stat. 2313, 2324 (2012).

(148) Pub. L. No. 113-295, § 107(a), 128 Stat. 4010, 4013 (2014).

(149) Pub. L. No. 114-113, § 153(a), 129 Stat. 2242, 3066 (2015).

(150) I.R.C. § 222(e).

年4月以降に開始する学期の費用である場合は、所得控除の適用ができない<sup>(152)</sup>。適格学費は、二重に租税利益を得ることを防止するため<sup>(153)</sup>、適格授業料プログラム<sup>(154)</sup>やCoverdell教育貯蓄口座<sup>(155)</sup>などの他の租税優遇措置規定により非課税とされた額だけ減額される<sup>(156)</sup>。

所得控除は、AGIの計算において控除することができ、項目別控除を行うか否かにかかわらずすべての納税者が利用できる<sup>(157)</sup>。つまり、枠外控除（above the line deduction）である。控除額は、納税者のAGIが65,000ドル（共同申告の場合は、130,000ドル）以下の場合、最大で4,000ドルであり、納税者のAGIが80,000ドル（共同申告の場合は、160,000ドル）以下の場合、最大で2,000ドル、80,000ドルを超える場合の控除額は0である<sup>(158)</sup>。これらの所得制限はインフレ調整されない。

納税者が、税額控除を利用する場合には、所得控除は利用できない<sup>(159)</sup>。税額控除ではなく所得控除を選択することにより確実に租税利益を多く得ることができるのは、限界税率が50%を超える納税者のみである<sup>(160)</sup>。（しかし、現在の最高限界税率は39.6%である<sup>(161)</sup>。）納税者の限界税率が、25%または28%の場合

には、所得控除の方が租税利益を多く得られる場合もある<sup>(162)</sup>。

## V 教育のための支出を租税上支援する制度に対する評価

### 1 教育のための支出を租税上支援する制度の創設目的

適格授業料プログラムやCoverdell教育貯蓄口座のような将来の教育資金のための運用益の非課税制度や、アメリカ機会税額控除や生涯学習税額控除のような税額控除は、いずれも1997年に創設されている。1997年、当時のビル・クリントン大統領は、教育政策に力を入れており、一般教書演説において以下のように述べた<sup>(163)</sup>。

「われわれの地では、教育は全市民にとって最も大切な財産となり、学校教育の水準は世界で最も高く、あらゆる少女、少年の目に可能性の火を灯し、高等教育のドアはすべての者に開かれる。情報化時代の知識と力は、ごく一部のものではなく、あらゆる教室や図書館、すべての子

(151) I.R.C. § 222(d)(1), § 25A(f)(1)(A).

(152) I.R.C. § 222(d)(3)(B).

(153) See H.R. Conf. Rep. 107-84, 168 (2001).

(154) I.R.C. § 529.

(155) I.R.C. § 530.

(156) I.R.C. § 222(c)(2)(B).

(157) I.R.C. § 62(a)(18).

(158) I.R.C. § 222(b)(2)(B).

(159) I.R.C. § 222(c)(2)(A).

(160) See Deborah H. Schenk, Andrew L. Grossman, *the Failure of Tax Incentives for Education*, 61 TAX L. REV. 295, 301 (2008).

(161) I.R.C. § 1, Rev. Proc. 2013-35, § 3.01, 2013-47 I.R.B. 537.

(162) See Schenk, Grossman, *supra* note 160, at 302.

所得控除により租税利益を多く得られるのは、アメリカ機会税額控除を利用できる資格がない場合で、限界税率が25%または28%と高く、費やした教育支出が比較的少ない場合にほぼ限られる。

(163) William Jefferson Clinton, *State of the Union Address*, WASH. POST, Feb. 4, 1997, available at <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/politics/special/states/docs/sou97.htm>.

クリントン大統領の政策の中でも優先順位が最も高かったとされる。See Thomas J. Kane, *Beyond Tax Relief - Long-Term Challenges in Financing Higher Education*, 50 NATL TAX J. 335, 336 (1997).

供に手の届くものとなる。親と子が、本を読んだり遊んだりする時間を共有する。親子が台所テーブルでつくる計画は、より良き家庭、より良き仕事、大学進学への確実な機会をつくるためのものとなるう。』<sup>(164)</sup>

クリントン大統領によれば、アメリカ機会税額控除および生涯学習税額控除を含めた高等教育に対する租税上の優遇措置は、「中間所得層の家族に、彼らが子どもを育て、将来のために貯蓄し、高等教育の費用を支払うために必要な、租税負担の軽減を与えるために」<sup>(165)</sup>設計された。また、税額控除制度は「低所得

や中間所得層の家族および学生が高等教育の支出を支払うのを支援するために」<sup>(166)</sup>設けたと述べられている。

アメリカ機会税額控除および生涯学習税額控除を含めた高等教育に対する租税上の優遇措置を設けるにあたっては、物的資本への投資と人的資本への投資との対比が意識されている<sup>(167)</sup>。そのうえで、人的資本への投資に対するインセンティブとして有効に働くように、控除を利用できる者を学生の扶養者や配偶者を含む制度にしていることがわかる<sup>(168)</sup>。

(164) 花田義久訳「クリントン米大統領の就任演説」世界週報78巻11号66頁(1997年)。

(165) Statement by President William J. Clinton upon Signing H.R. 2014, available in 1997 U.S.C.C.A.N. 1620-1, 1620-2, 1997 WL 806822.

また、「私は、税制度が大学教育および職業訓練への投資をより促進すべきだと長く考えてきた」(Id.), 「すべての年齢のアメリカ人に高等教育を提供する機会を大きく広げる」という要求を満たす(Id. at 1620-1.)とも述べている。

(166) STAFF OF THE JOINT COMM. ON TAXATION, JCS-23-97, GENERAL EXPLANATION OF TAX LEGISLATION ENACTED IN 1997 at 14 (Joint Comm. Print 1997) [hereinafter GENERAL EXPLANATION OF TAX LEGISLATION ENACTED IN 1997], available at <http://www.house.gov/jct/s-23-97.pdf>.

(167) See ANALYSIS OF PROPOSED TAX AND SAVINGS INCENTIVES FOR HIGHER EDUCATION, *supra* note 136, at 35. 以下のように述べられている。

「現在の法は、学生によって現金で支払われた教育支出の埋め合わせを全く認めない。現在の所得税の取扱いは、物的資本と比べて人的資本を不利に取り扱っているようにみえる。…直接の支出は学生または親からの現金での支払いが求められ、それゆえに、教育または訓練に投資をする決定に

とってより重要である。そのような支出が、現在の所得税では、全く投資のように扱われていないため、教育への投資は相対的に促進されていない」。

(168) See ANALYSIS OF PROPOSED TAX AND SAVINGS INCENTIVES FOR HIGHER EDUCATION, *supra* note 136, at 39. 以下のように述べられている。

「税額控除と所得控除のどちらも、人的資本への追加投資1000ドルにして、物的資本への追加投資1000ドル(減価償却を申告する期間をかけてその費用の埋め合わせをしなければならぬ)よりもより大きな利益を与える。

この提案においても、すべての人的資本への投資が、この有利な費用の埋め合わせという優位性を持つことができるわけではない。…

税額控除も所得控除のどちらも、学生以外の納税者に対して、適格費用についての租税上の利益を申告することを認めている。しばしば、学生本人よりも、学生の親の方が高い所得税の限界税率にある。支出がかかり控除がされる時点での親よりも、卒業して仕事を開始してから元学生の方が、限界税率が低いこともよくある。それゆえ、控除は、教育投資による後の所得に適用される税率よりも、(親の)より高い限界税率においてされるのだろう。このことは、人的資本への投資に対するインセンティブとして、所得控除または税額控除をさらにより価値あるものとするだろう」。

## 2 教育のための支出を租税上支援する制度 に対する批判

教育資金の非課税や税額控除を含めた高等教育のための支出を租税上支援する制度（以下「非課税や税額控除等」という。）を設けた立法者は、非課税や税額控除等により教育から生じる正の外部性により効率性を向上させ、かつ経済的公平を促進すると述べている<sup>(169)</sup>。教育から生じる正の外部性として期待されるのは、教育のレベルが高いことにより、失業率、貧困、喫煙等が減り<sup>(170)</sup>、技術革新を増加させるといったことである<sup>(171)</sup>。

非課税や税額控除等を立法する際には、公平性・複雑性さといった要素について考慮がされている<sup>(172)</sup>。非課税や税額控除等が適切な制度であるか否かを判断するためには、さらに様々な要素を考慮しなければならないと考えられる<sup>(173)</sup>。どの範囲の教育に支援をすべきかという問題、税の控除が教育資源に対する

分配に及ぼす効果の問題、教育機会の再分配の問題が考慮されるべき要素として挙げられる<sup>(174)</sup>。もっとも、非課税や税額控除等がこれらの要素を鑑みて妥当なものといえるかどうかは疑わしい点がある<sup>(175)</sup>。

公平性の問題として取り上げられるのは、非課税や税額控除等が、その租税上の利益を分配する方法において逆進的であるということである<sup>(176)</sup>。非課税や税額控除等が逆進的となる原因の1つは、その性質上所得税を支払うほどの収入を有しない低所得者にとっては、まったく利益をもたらさないことである<sup>(177)</sup>。税額控除のように租税利益を受ける者について所得制限がされている制度もあれば、適格授業料プログラムのように所得制限のない制度もある。

また、税額控除だけではなく、所得控除制度があることによって、所得控除による租税軽減は納税者の限界税率が高ければ高いほど価値が高くなるため、限界税率の高い高所得

(169) See ANALYSIS OF PROPOSED TAX AND SAVINGS INCENTIVES FOR HIGHER EDUCATION, *supra* note 136, at 33-34.

(170) See SANDY BAUM et al., EDUCATION PAYS 2013: THE BENEFITS OF HIGHER EDUCATION FOR INDIVIDUALS AND SOCIETY 19, 25 & 27 (2013), available at <https://secure-media.collegeboard.org/digitalServices/misc/trends/education-pays-2013-full-report-022714.pdf>.

(171) See ANALYSIS OF PROPOSED TAX AND SAVINGS INCENTIVES FOR HIGHER EDUCATION, *supra* note 136, at 33.

(172) See STAFF OF THE JOINT COMM. ON TAXATION, PRESENT LAW AND ANALYSIS RELATING TO TAX BENEFITS FOR HIGHER EDUCATION 38 (Joint Comm. Print 2008), available at <http://www.house.gov/jct/x-36-08.pdf>.

(173) See Daniel I. Halperin, *Business Deductions for*

*Personal Living Expenses: A Uniform Approach to an Unresolved Problem*, 122 U. PA. L. REV. 859, 903 (1974).

(174) See *id.*

(175) See Lazar, *supra* note 16, at 1109.

(176) See Kerry A. Ryan, *Access Assured: Restoring Progressivity in the Tax and Spending Programs for Higher Education*, 38 SETON HALL L. REV. 1.30 (2008); Amy J. Oliver, *Improving the Tax Code to Provide Meaningful and Effective Tax Incentives for Higher Education*, 12 U. FLA. J.L. & PUB.POLY 91, 137 (2000); Pamela J. Jackson, CONG. RESEARCH SERVICE, RL 32507, HIGHER EDUCATION TAX CREDITS: AN ECONOMIC ANALYSIS 16 (2008).

(177) See Ryan, *supra* note 176, at 30; Thomas J. Kane, *Savings Incentives for Higher Education*, 51 NATL TAX J. 609, 618 (1998).

の納税者に、より多くの租税利益が与えられるという点も、逆進的である理由である<sup>(178)</sup>。現在は、アメリカ機会税額控除のみが、部分的に給付付き税額控除とされている。所得控除ではなく税額控除、それも給付付きの税額控除にすることや、控除の所得制限をさらに低くすることによって、税額控除等の逆進性を緩和することは可能だと考えられている<sup>(179)</sup>。

複雑性の観点からみて、非課税や税額控除等の制度は、決して簡素な制度とはいえない<sup>(180)</sup>。控除できる費用の範囲に関して統一された定義がない、所得制限の額が各制度で異なる、二重の利得を防止する規定があるといった点が、制度を複雑にしている<sup>(181)</sup>。さらには、優遇措置の規定に一時的な性質のものがあることにも<sup>(182)</sup>、注意せねばならない。納税者にとって、どの制度を利用することで、最も租税上の利益を得ることができるのか、容易には判断できない制度となっている。

さらに、非課税や税額控除等によって受ける租税上の利益が、実際には、教育を受ける学生やその扶養者から教育機関に流れてしまっており、非課税や税額控除等による効果が

見ただ目ほど大きくないという効果の問題もある。非課税や税額控除等により一定の租税上の利益を教育を受ける側が得ていたとしても、教育を提供する側もそういった税額控除等があることを前提とする。そのため、租税上の利益によって生まれた余裕が授業料の値上げにより吸収されてしまい<sup>(183)</sup>、教育支出を負担するための余裕は税額控除等があってもなくても最終的な効果としてはそれほど変わらないということが指摘される<sup>(184)</sup>。

教育機会の再分配を鑑みても、高等教育の支出にどれほどの金額が費やされるかに最も敏感に反応するのは、所得の低い層である<sup>(185)</sup>。にもかかわらず、税額控除等の税制を利用した高等教育に対する租税利益は、低所得者層ではなく、中間所得者の層に最も与えられ、その中間所得者の層は租税利益があろうとなかろうと高等教育を受けている<sup>(186)</sup>。教育機会を再分配しようとする試みとしては、効果が十分にあるとはいえないだろう。

「低所得や中間所得者の家族および学生が高等教育の支出を支払うのを支援するために」<sup>(187)</sup>という目的の達成のためには、現状の非課税

(178) See Schenk, Grossman, *supra* note 160, at 299.

(179) 給付付き税額控除により、所得税を支払うほどの収入を有しない低所得者にも租税利益が及ぶが、一方で、従来は所得税の申告が必要なかった人に対しても申告という手続の負担を負わせることになりうる。

(180) See MARVIN A. CHIRELSTEIN & LAWRENCE ZELENAK, *FEDERAL INCOME TAXATION* 233 (12th ed. 2012); Vincent G. Kalafat, *Rethinking Treasury Regulation 1.162-5 and Slaying the Monster in the Education Tax Maze*, 80 NOTRE DAME L. REV. 1985, 1989 (2005).

(181) See Lazar, *supra* note 16, at 1112.

(182) See *e.g.*, I.R.C. § 222(e).

(183) See Ryan, *supra* note 176, at 30.

(184) See CHIRELSTEIN & ZELENAK, *supra* note 180, at 233.

(185) See Ryan, *supra* note 176, at 14.

(186) See LEONARD E. BURMAN ET. AL., *THE DISTRIBUTIONAL CONSEQUENCES OF FEDERAL ASSISTANCE FOR HIGHER EDUCATION: THE INTERSECTION OF TAX AND SPENDING PROGRAMS* 14 (The UrbanBrookings Tax Policy Center, Discussion Paper No. 26 2005), available at <http://www.taxpolicycenter.org/publications/distributional-consequences-federal-assistance-higher-education>.

(187) GENERAL EXPLANATION OF TAX LEGISLATION ENACTED IN 1997, *supra* note 166, at 14.

や税額控除等による高等教育の支援は非効率的であると考えられるし、公平性や複雑性の観点からも批判が多い。

## VI おわりにかえて

本稿で取り上げた非課税や税額控除等は、教育により利益を享受する学生本人のみならず、その親や配偶者等の家族に対しても教育支出につき租税利益を認める制度である。教育を人的資本に対する投資としてみて教育支出の控除を考えると、教育によって所得に影響を受ける者は学生本人であり、学生の親や教育支出を負担した者による教育支出の控除は、租税理論から導かれる制度ではない<sup>(188)</sup>。現実には、教育を受ける学生本人ではなく、その親や家族が教育支出を負担することも多いことを考慮すれば、租税政策的には、教育費用の負担者が異なることを受け入れて教育支出に対する課税制度を設計することは合理的であろう。

また、高等教育支出に大学の授業料そのものが含まれると考えることは一般的であろうけれど、教育に必要な書籍や道具類、教育設備利用代などを含めるべきかどうか、さらには教育を受けている期間の食費や住居費といった生活費までも対象とすべきかどうかは、検討の余地がある。

人的資本としての教育支出の控除を考える場合も、租税政策的な観点に一定の配慮が必要である。たとえば、高等教育を受けるのが元々所得の比較的高い者ばかりであるとすれ

ば、教育支出の控除による利益を受けるのは高所得者ばかりであり、格差の拡大につながる可能性が高い。それは、教育機会の再配分として、低所得者や中間所得者の層に教育を受ける機会を確保しようとする現在の租税政策と対立することになる。どこまでを租税による再配分の役割として期待すべきかといった点も含めて、教育に対する課税を考えるうえで、再配分や公平性といった租税政策的な考慮は欠かせない。

教育を受ける個人は、各種の利益の非課税やさらには人的控除といった租税上の利益を多く受けることができる。また、個人に対する租税上の利益だけではなく、教育を提供する側である教育機関も、教育のための借入金の利子の控除や教育機関への寄附金控除等による利益を受けている。教育機関が受けている政府からの補助や寄附は、学生が支払う授業料の負担が減少するという形で教育を受ける者にも還元されているであろう<sup>(189)</sup>。教育を受けることにより課税されていない利益を一定程度受けていることも鑑みて、教育費用に関する税制を議論する必要がある。

<sup>(188)</sup> See Joseph M. Dodge, *Taxing Human Capital Acquisition Costs: Or Why Costs of Higher Education Should Not Be Deducted or Amortized*, 54 OHIO ST. L.J. 927, 951 (1993).

<sup>(189)</sup> See *id.* at 970-71. 米国においては大学における授業料からの収入が、高等教育にかかるコストのおよそ3分の1に過ぎないという点が指摘されている。